

「第4回 米沢市上下水道事業経営懇談会」

日 時 令和4年11月10日（木）
午後2時00分～
場 所 米沢市役所303会議室

本日は、お忙しいところご出席をいただきありがとうございます。

昨年度は、3回にわたり懇談会を開催させていただき、おかげさまで、ご審議いただきました「新水道事業ビジョン」の中間見直しと「第5期水道事業中期経営計画」については、その後、パブリック・コメント(R4.2.1～2.21)を経て原案のとおり今年3月に策定をさせていただきました。ご協力いただきましたことに、改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、本日は、水道及び下水道事業の今年度の主な事業や昨年度の決算の概要を中心に説明させていただきますが、私からは、この後の説明とも重複する点もありますが、各事業の新たな取組や課題などについて、簡単に説明させていただき、ごあいさつに代えさせていただきます。

はじめに、水道事業についてであります。

1点目は、「物価高騰に対応した水道料金の減免について」であります。

このことについては、10月1日号の広報よねざわと一緒にお配りした「上下水道だより」でお知らせしておりますが、最近の原油価格の上昇などによる電気料やガソリン、食料品等の高騰を受け、ご家庭や事業所の固定費全体の負担を軽減することを目的として、11月と12月の請求分について、上水道の基本料金と月当たり10m³までの従量料金を減免するものです。これにより、口径が20mmで利用されている一般家庭で、使用水量が月10m³を超える場合は、月当たり2,365円、2か月で4,730円の減免となります。これに要する補正予算額、155,110千円については、市議会9月定例会で議決をいただきました。なお、この費用は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたしますので、水道事業会計の収益が減少するものではありません。

2点目は、「水道事業の広域連携について」であります。

これは、今後ますます加速化する人口減少を踏まえ、「人口減少等の課題に対応しながら、県民へ安全で安心な水を安定的に届ける山形の水道」の実現に向けて、山形県が主体となり、平成30年度に県内4ブロック(村山、最上、置賜、庄内)ごとに水道事業広域連携検討会を組織し、県と関係市町村で広域連携の可能性について検討を進めてきたものであり、令和4年度中に「山形県水道広域化推進プラン」として、一定の方向性をお示しする予定になっております。

広域連携については、国の指導のもと全国的な取組であり、山形県ではブロック毎に検討しておりますが、先進的などころでは、ほぼ県全体での経営統合を目指す動きもあるところです。

置賜地域としては、東南置賜2市2町については、山形県が運営する本市の笹野地区にある笹野浄水場から水道水の供給を受けているという共通点がありますが、西置賜1市3町は、県からの水道水の供給はなく、それぞれの自己水源による事業運営であり、経営実態も異なることや自治体間の距離もだいぶ離れているため、置賜地域全体で事業を一本化することは難し

いため、まずは、メーターや薬品など資材の共同購入や災害に備えた給水車の共同設置など、連携が可能な取組みを継続して検討していく方向性を出しているところです。

3点目は、「館山配水区受水施設整備事業について」です。

昨年度のこの会議でも説明させていただきましたが、今後の人口減少による使用水量及び料金収入の減少に対応するため、老朽化した館山浄水場を廃止し、県の笹野浄水場からの供給を増やすための施設整備に、今年度から本格的に着手いたしました。

次に、下水道事業であります。

1点目は、「下水道使用料の改定の見送りについて」であります。

下水道事業は水道事業と同様に地方公営企業でありますので、独立採算が原則とされておりますが、本来、下水道使用料で賄うべき経費を全ては賄っておらず、費用の一部を一般会計からの繰入金に依存している状況が続いていることから、適正な下水道使用料への見直しが必要であると考えており、上下水道部内で今後の5年間を見通した収支計画等について検討をいたしました。

その結果、将来的には下水道使用料の改定(値上げ)は必要でありますし、なるべく早く改定できれば一般会計からの繰入金も削減できることとなりますが、近年の新型コロナウイルス感染症の流行による地域経済の停滞や、国際情勢による原油価格の上昇や円安による物価高騰など、市民生活や経済活動への影響を考慮するとともに、令和2年度から新規の下水道本管を布設する工事を縮小していることなどによる費用の抑制等に努めることにより、当面の間、下水道使用料の改定は見送りたいと考えております。

2点目は、「し尿受入施設整備事業について」です。

本市を含む東南置賜2市2町には、置賜地域3市5町で構成する一部事務組合である置賜広域行政事務組合が管理するし尿処理施設である「米沢クリーンセンター」と「南陽クリーンセンター」がありますが、両施設とも供用開始後30年以上が経過し老朽化していることに加え、処理量も減少していることから、今後の処理方法について関係する市町と置賜広域行政事務組合で検討してきましたが、その結果、この二つの施設を廃止し、新たに、本市の米沢浄水管理センター敷地内に「し尿受入施設」を建設し、本市を含む東南置賜2市2町のし尿及び浄化槽汚泥を直接投入し処理することで、効率化が図られるという結論に至りました。本年度から、本格的に着手する予定となっております。

以上が、水道及び下水道事業の新たな取組や課題であります。両方の事業とも拡張の時代が終わり、施設の維持管理、更新の時代に入っている中で、今後の人口減少社会に対応した経営が必要であると考えております。

水は、市民生活や企業経営にとって欠かすことのできない最も大切なものの一つであります。地震や気象災害が頻発する中で、持続的に安定した上下水道事業を継続していくためにも、委員の皆様には、それぞれのお立場において、様々なご意見を頂戴できればと考えておりますので、本日はどうぞよろしく願いいたします。私からは以上でございます。